一般社団法人鹿児島県茶生産協会慶弔見舞金規程

第１条　会員（会員が個人以外の場合はその代表者に限る。以下同じ）又は職員の慶弔災害に対しては、この規程の定めるところにより、慶弔金又は見舞金を支給する。

第２条　職員が結婚したとき、または結婚のために退職するときには祝金10,000円を贈　　　る。

第３条　会員又は職員の傷病見舞は、次の金額又はそれに相当する物品を贈る。

　 (1)　入院が２週間以上１ヶ月未満のとき5,000円

 　(2)　入院が１ヶ月以上のとき10,000円

第４条　会員または職員の住宅もしくは茶工場が羅災、損害を蒙った場合はも下記の区　　　分により災害見舞金を贈る。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 自己所有建物 | 自己名義以外の建物 |
| 半壊・半焼・半流出全壊・全焼・全流出 | 20,000円40,000円60,000円 | 10,000円20,000円30,000円 |

第５条　会員又は職員もしくはその同居家族が死亡したときは、次の区分により香典を　　　贈る。

 (1)　会員の場合　　　　　　　　　10,000円

 (2)　役職員の場合　　　　　　 20,000円

 (3)　会員の配偶者の場合 　　 5,000円

 (4)　役職員の配偶者の場合 10,000円

 (5)　職員の父母および子の場合 5,000円

第６条　本規程に該当するものがあるときは会員の場合は、地区選出理事または地区茶　　　業振興会長、職員の場合、関係者が別に定める申請書を提出しなければならない。

　　　　ただし、前項の提出期限は事実発生の日から１年以内とする。

第７条　本規程の改廃は理事会の議を得てから決定する。

　附　則

この規程は昭和５０年１１月２１日より実施する。

この規程は平成　７年　５月２４日より実施する。

この規程は平成２５年　１月　４日より実施する。